

令和3年分申告受付が始まります

申告期間

2/7(月)～3/15(火)



～市役所での申告相談は、今年も事前予約制です～

昨年に引き続き、感染予防や待ち時間の解消のため、市役所および各支所、連絡所で開催する申告相談を事前予約制とします。コールセンターは、電話の状況によりつながりにくい場合がありますので、今年からインターネットを利用してお申し込みができるようになりました。可能な方はインターネットを利用してお申し込みください。

予約方法 (1月17日(月)から受付開始。申告日の2日前までに予約してください。)

■インターネット予約 (24時間受付。ただし、1月17日に限り午前8時30分から受付開始)

- 1 パソコンやスマホのインターネットで <https://tax-consul.jp/niigata/murakami-city/> へアクセスしていただくか、右の二次元コードを読み取ってください。
- 2 表示された画面に沿って、希望する会場(下記の①～⑦のうち一か所)、日時、氏名、電話番号、メールアドレスなどを入力することで、予約が可能です。



■電話予約 (受付時間: 平日・午前8時30分～午後5時まで)

- 1 予約専用コールセンター(0254-75-5576)へお電話ください。
- 2 希望する会場(下記の①～⑦のうち一か所)、日時、申告件数(家族分も申告等)を伝えてください。
- 3 氏名、電話番号を伝えてください。
- 4 申告内容を確認し、メモをとっていただいて予約完了です。

※ 予約時間に来られなくなったときは、必ずコールセンターへ連絡してください。当日の相談対応の時間は、予約時間から前後することがあります。申告会場では予約の受付はできません。

◇事前申告および期限内申告 受付相談 (※受付内容 市・県民税申告および確定申告)

会場	期間(土日祝日を除く)	時間	受付内容
①市役所本庁4階 大会議室	事前申告	午前9:00	市・県民税申告 および確定申告 (還付申告のみ)
②荒川支所2階 会議室	2月7日(月)～	～11:30	
③神林支所3階 第4、第5 会議室	2月15日(火)	午後1:00	市・県民税申告 および確定申告
④朝日支所2階 第1会議室	期限内申告	～4:20	
⑤山北支所地域活動室	2月16日(水)～ 3月15日(火)	(本庁のみ4:45 まで受付可能)	

◇出張申告 受付相談 (※下記期間中は、上記①～⑤の会場での申告は受け付けておりません)

会場	期間(土日祝日を除く)	時間	受付地区
⑥上海府地域コミュニティセンター (上海府連絡所)	1月31日(月)～ 2月1日(火) 午前中まで	午前9:00～11:30 午後1:00～3:55	上海府地区
⑦岩船地域コミュニティセンター (岩船連絡所)	2月2日(水)～ 2月3日(木)	午前9:00～11:30 午後1:00～4:20	岩船地区

確定申告は3密回避のためe-Taxのご利用を!

* 村上税務署および市では、会場に来場しなくても、パソコンまたはスマートフォンからインターネットを通じて申告手続きが完了できるe-Tax(イータックス)のご利用をお勧めしています。ご利用にはマイナンバーカードが必要となりますが、カードが無い場合でもe-Taxをご利用いただける方法もあります。詳しくはe-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご確認いただくか、村上税務署(53-3141)までお問い合わせください。

マイナンバー（個人番号）の確認が必要になります。

納税者、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバー（個人番号）を記載して提示する必要があります。



申告書を提出する場合、以下の確認する書類（原本）が必要になります。

マイナンバーカード（写真付き）

または

通知カード（写真なし）＋【運転免許証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、公的医療保険の被保険者証のいずれか】

次の内容の申告は市役所では受付できません。

- 青色申告 ●先物取引 ●初めて住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
 - 分離申告（土地建物の譲渡、山林の伐採または譲渡、株式等の譲渡など）
- （ただし、土地建物の譲渡のうち、国、県、市町村への譲渡については、市で申告を受け付けます。）

自宅でパソコン、手書きで作成した申告書を郵送することもできます。

- *市・県民税申告書・・・市のホームページからエクセルファイルをダウンロードして作成できます。完成した申告書を村上市税務課あてに郵送してください。
 - *確定申告書・・・国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」を選択し、「書面提出」から入力し、出力した申告書を村上税務署あてに郵送で提出することもできます。
- ☆村上市税務課 958-8501 村上市三之町1番1号 ☎53-2111内線2141、2142
 ☆村上税務署 958-8686 村上市三之町11番1号 ☎53-3141（自動音声案内）

申告（市・県民税）が必要な人

令和4年1月1日に、村上市に住所が無かった（住んでいなかった）人は、前住所地の市区町村にお問い合わせください。

昨年中に 収入がある人

税務署に確定申告書を提出する予定である

↓ いいえ

はい

- ① 収入が1か所からの給与のみで、年末調整が済んでおり、医療費等の控除を追加または変更する必要がない（ただし、給与収入が2,000万円を超える場合は確定申告が必要です。）
・・・または
- ② 収入金額が400万円以下の公的年金等のみで、医療費等の控除を追加または変更する必要がない。（ただし、公的年金の扶養親族等申告書を提出していない場合は、確定申告することで所得税が還付になる場合があります。）

はい

【申告は不要】

↓ いいえ

- ①収入は給与のみだが、2か所以上からもらっている
または
- ②給与と公的年金以外の収入はないが、両方もらっている

はい

申告が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

いいえ

【申告が必要】

- ◎給与や公的年金以外に収入がある人
- ◎公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- ◎収入金額が、400万円以下の公的年金等のみ、または1か所からの給与のみ（年末調整済）で、医療費等の控除を追加または変更する人など

昨年中に 収入がない人は申告不要！

ただし、下記に該当する人は申告してください！

- ◎ 国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険に加入している人
- ◎ 国民年金保険料の免除や各種医療費助成の申請をする人
- ◎ 保育園を利用する子どもの家族
- ◎ 障害年金を受給している人
- ◎ 所得・課税証明書（6月以降発行）が必要な人

申告に必要なもの

※申告内容や各個人の収入・控除の状況によって「必要なもの」は異なります。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①口座のお届け印鑑（口座振替での納税の希望者のみ） ②還付を受ける人は、申告者本人の通帳番号 ③申告者本人、控除対象配偶者、被扶養者、事業専従者のマイナンバーがわかる書類および本人の本人確認書類 ④源泉徴収票（給与所得者）または収入のわかる書類 ⑤公的年金等の源泉徴収票（年金受給者） ⑥シルバー配分金のある人は、「配分金支払証明書」 ⑦土地売買契約書など | <ul style="list-style-type: none"> ⑧外交員、集金人などの人は、「報酬、料金、契約金および賞金の支払調書」 ⑨農業・営業・不動産収入のある人は収支内訳書、収入と経費のわかる書類 ⑩生命保険・地震保険料控除に係る支払証明書 ⑪医療費控除を受ける場合は、明細書の添付 ⑫国民年金や国民健康保険、任意継続保険料等の納入済額のお知らせなど ⑬障がい者手帳や障害者控除対象者認定書など ⑭確定申告用納入済額のお知らせ |
|--|---|

申告書作成整理シート

- マイナンバーカード（写真付き）または 通知カード（写真なし）
- 本人を確認する書類（運転免許証、障がい者手帳、被保険者証など）
- 通帳の口座番号等がわかるもの（所得税の還付がある場合）

*収入の種類は何ですか？

収入の種類	準備するもの	（注意事項）
<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 公的年金 <input type="checkbox"/> 雑所得	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票（原本） *源泉徴収票（原本）の金額確認を行います。必ず持参してください。 *収入金額がわかる書類 など <input type="checkbox"/> 個人年金などの支払証明書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">令和3年分 源泉徴収票</div> 必ず、「源泉徴収票」と記載されていますので、申告前に記載の有無と年分の確認をしてください。無くした場合は、給与（年金）の支払者から再発行をしてもらってください。*市役所では発行できません。 収支内訳書を申告受付開始までに必ず作成してください。 用紙は、市役所（支所）にもあります。（任意様式可）
<input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 不動産	<input type="checkbox"/> 収支内訳書 <input type="checkbox"/> 収支内訳書の内容が確認できる資料（領収書や請求書など）	
<input type="checkbox"/> その他 （ ）	<input type="checkbox"/> 収入金額等が確認できる資料 <input type="checkbox"/> 支払調書 <input type="checkbox"/> 保険の一時金や満期返戻金の支払証明書等 <input type="checkbox"/> シルバー人材センター配分金支払証明書	準備するものは事前にお問い合わせいただき、確認などしておいてください。

*所得から控除（差し引き）するものはありますか？

控除するもの	準備するもの	（注意事項）
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除 （国保、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など）	<input type="checkbox"/> 支払いが確認できるもの、領収書など	
<input type="checkbox"/> 生命保険料控除 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 保険会社が発行する控除証明書	通帳や振込みの領収書ではなく、控除証明書をご持参ください。無くした場合は、保険会社にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 障害者控除	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 障害者控除対象者認定書（介護高齢課か支所地域福祉室で発行。）	
<input type="checkbox"/> 寡婦控除		（配偶者と死別・離婚・生死不明のいずれかを申告時に伝えてください。）
<input type="checkbox"/> ひとり親控除		（控除に該当する旨を申告時に伝えてください。）
<input type="checkbox"/> 医療費控除 ★控除の適用を受けるには明細書の添付が必要です。必ず自分で集計し、書類を作成してください。	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書 または <input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の明細書（一定の取組必須） ※併用不可。いずれかを選択。	・領収書の合計による医療費控除の適用を受ける際は必ず、合計額を医療機関、調剤薬局ごとに集計した明細書を作成・提出してください。また医療費を補てんする保険金等（生命保険金や、高額療養費、出産一時金）があった場合は、その金額も記入します。 ・医療費控除の明細書用紙は市役所や税務署にあるほか、国税庁や村上市のホームページからもダウンロード可能です。（領収書は添付不要ですが、ご自宅で5年間の保管が必要です） ・健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」（以下 医療費通知）でも医療費控除が可能です。適用を受ける際は、医療費通知を添付した医療費控除の明細書を提出してください。

控除するもの	準備するもの	(注意事項)
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 控除を適用できる ことが分かるもの	準備するものは事前にお問い合わせいただき確認してください。

※医療費控除（セルフメディケーション税制）における「一定の取組」とは、健康の維持増進、疾病の予防を行ったことを指し、その証として、**インフルエンザの予防接種**の接種済証、**特定健康診査**の領収書または結果通知表、**市町村のがん検診**の領収書または結果通知表、**職場で受けた健康診断**の結果通知表の保管が必要となります（予防接種費用、がん検診費用は控除対象とはなりません）。

◎寝たきりの高齢者や要介護認定者で、身体または精神に一定の障がい等があると認められる65歳以上の人については、「**障害者控除対象者認定書**」が発行される場合があります。

■お問い合わせ 村上市介護高齢課 ☎53-2111（内線 3420） および 各支所地域振興課地域福祉室

◎紙おむつ代について医療費控除を初めて申告する場合は、紙おむつ代の領収書と医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。**2年目以降は**、要介護認定を受けていて、一定の要件に該当する場合、「おむつ使用確認書」を利用して申告することができます。

■お問い合わせ 村上市介護高齢課 ☎53-2111（内線 3411、3412） および 各支所地域振興課地域福祉室

農業所得申告について

申告に備えて事前の準備をお願いします

収支内訳書が必要です！

申告相談で農業所得を申告する場合は、相談を円滑に進めるため、JAの資料などを参考にし、領収書で経費等を仕訳・集計して、必ず収支内訳書を作成して会場においでください。集計していない場合、集計していただいてから、再度申告相談をお受けすることになりますのでご注意ください。収支内訳書が作成されていない場合は、再度予約をしていただく場合もございます。円滑な申告相談の実施のため皆様のご協力をお願いいたします。

事業として行っていない農業（自家用の飯米や野菜のみの場合）については申告の必要はありませんが、**農地を有償（有償とは現金だけでなく物納の場合も含まれます）で貸付けている場合は不動産所得として申告をしてください。農作物等でもらっている場合は、農協等の買取価格等を参考に現金換算してください。**

■収支計算について

農業所得の申告（確定申告または市・県民税の申告）を行うためには、自分で収支内訳書（青色申告の人は青色申告決算書）を作成するなど準備が必要です。作成している帳簿等からあらかじめ、月ごとの収入や経費をまとめておくなど、スムーズに収支内訳書が作成できるように準備しておきましょう。収支内訳書の用紙は市役所にも用意してあります。

■領収書等の提示・保管について

出荷伝票や領収書等を保管・記録してください。
（領収書は、収支内訳書が作成されていれば、申告の際は提出不要です。ただし、申告の際確認させていただくことがありますので持参願います。なお、一定期間（5～7年）はご本人で保管する必要があります。）

■仕訳・集計 収入や経費を費目ごとにまとめて計算してください。

■内訳書の作成 収支内訳書を作成してください。（青色申告の人は収支内訳書ではなく、青色申告決算書の作成が必要です。税務署で申告するようにお願いします。）

《参考資料》農業の申告

(1) 令和3年産米 仮渡単価(60kg) ※出典 広報にいがた岩船 2021・9月(改定のあったものは改定後の金額)

等級	銘柄	コシヒカリ	こしいぶき	五百万石 (契約)	こがねもち (契約)	『家事、事業消費分』 家事および事業のため消費するもの(収穫－販売＝残り)を計上します。その年の収入として販売価格等を参考に計算します。保有米の袋数もメモなど控えておきましょう。
1等		13,100円	9,800円	14,300円	16,400円	
2等		12,500円	9,200円	12,500円	15,800円	

(2) JAからの精算差額(精算払い、加工用米精算払い、米粉仮渡金、追加払いなど)
精算に伴う追加支払いは、雑収入となるので入金される通帳を確認してください。

■村上市税務担当へのお問い合わせ

村上市税務課	958-8501	村上市三之町1番1号	☎75-8928(直通)
村上市荒川支所	959-3192	村上市山口444番地	☎62-3103(直通)
村上市神林支所	959-3492	村上市岩船駅前56番地	☎66-6112(直通)
村上市朝日支所	958-0292	村上市岩沢5611番地	☎72-6885(直通)
村上市山北支所	959-3993	村上市府屋232番地	☎77-3112(直通)